

○高知県警察高速道路交通警察隊運営規程

昭和62年3月30日

高知県警察本部訓令第11号

警察本部

警察署

(趣旨)

第1条 この規程は、高速隊の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 高速隊は、本隊及び須崎分駐隊をもって編成する。

2 高速隊の位置及び活動区域は、別表第1のとおりとする。

3 高速隊の活動の拠点として、次に掲げるインターチェンジに警察官詰所を置く。

- (1) 大豊インターチェンジ
- (2) 高知インターチェンジ
- (3) 伊野インターチェンジ
- (4) 土佐インターチェンジ

一部改正〔平成14年本部訓令第22号・23年8号〕

(任務)

第3条 高速隊は、高速自動車国道等(高知県警察組織規則(平成6年公安委員会規則第1号)第25条第1号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。)における次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- (1) 交通事故防止対策に関すること。
- (2) 交通の指導及び取締りに関すること。
- (3) 交通事故・事件の捜査処理に関すること。
- (4) 交通規制に関すること。
- (5) 緊急配備に関すること。
- (6) 犯罪捜査の初動活動に関すること。
- (7) 警衛・警護に関すること。
- (8) その他必要な警察事務に関すること。

一部改正〔平成11年本部訓令第3号・21年7号〕

(勤務時間)

第4条 交替制勤務員の勤務日における勤務の始期及び終期並びに勤務時間は、警察職員の勤務時間等に関する規程(平成9年12月本部訓令第15号)第4条第1項第2号イ及びウの規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。

2 隊長は、必要がある場合は、前項の規定にかかわらず勤務の始期及び終期を変更し、又は時間外勤務を命ずることができる。

一部改正〔平成11年本部訓令3号〕、旧5条を一部改正し繰上〔平成20年本部訓令19号〕、一部改正〔平成21年本部訓令31号・23年8号〕

(活動時間割等)

第5条 交替制勤務員の活動時間割及び活動方法は、隊長が定める。

一部改正〔平成11年本部訓令3号〕、旧8条を繰上〔平成20年本部訓令19号〕

(勤務計画)

第6条 隊長は、毎月25日までに翌月の勤務計画をたて、隊員に指示するものとする。

一部改正〔平成11年本部訓令3号〕、旧9条を繰上〔平成20年本部訓令19号〕

(応援要請)

第7条 隊長は、交通の取締り、交通事故の捜査、交通規制その他の任務遂行のため、必要があると認めるときは、本部長に応援を要請することができる。

2 隊長は、交通事故、災害等に伴う車両の誘導、被害者の救護等のため、緊急を要するとき、他の所属長に対して、直接応援を求めることができる。この場合において、事後速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

旧10条を繰上〔平成20年本部訓令19号〕

(連絡協調)

第8条 隊長は、高速自動車国道等における警察活動の適正を期するため、関係所属長及び西日本高速道路株式会社その他関係機関と常に密接な連絡を保たなければならない。

旧11条を一部改正し繰上〔平成20年本部訓令19号〕、一部改正〔平成21年本部訓令7号〕

(交通法令違反事件の処理)

第9条 隊員が検挙し、又は告知した交通法令違反事件は、次により処理するも

のとする。

- (1) 非反則事件のうち、交通切符を交付して出頭日を指定した事件については、速やかに交通部交通指導課に事件を引き継ぐこと。
- (2) 前号以外の非反則事件については、当該事件を管轄する検察庁の検察官又は家庭裁判所に事件を送致すること。
- (3) 反則事件の交通反則切符等は、通告センターに引き継ぐこと。

旧12条を繰上〔平成20年本部訓令19号〕

(交通事故事件の送致)

第10条 隊長は、高速自動車国道等において発生し、捜査した交通事故事件については、当該事故事件を管轄する検察庁の検察官又は家庭裁判所に送致するものとする。

一部改正〔平成11年本部訓令3号〕、旧13条を繰上〔平成20年本部訓令19号〕、一部改正〔平成21年本部訓令7号〕

(被疑者を逮捕した場合の措置)

第11条 隊長は、高速自動車国道等において発生した交通事故事件及び交通関係法令違反の被疑者を逮捕したときは、署長に被疑者の留置を委託することができる。

2 隊長は、前項以外の被疑者を逮捕したときは、直ちに所轄署長に身柄及び事件を引き継ぐものとする。

旧14条を繰上〔平成20年本部訓令19号〕、一部改正〔平成21年本部訓令7号〕

(刑事事件の措置)

第12条 隊長は、高速自動車国道等において取り扱った刑事事件については、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存その他必要な初動措置を行った後、速やかに所轄署長に引き継ぐものとする。

旧15条を繰上〔平成20年本部訓令19号〕、一部改正〔平成21年本部訓令7号〕

(その他の事案の取扱い)

第13条 隊長は、高速自動車国道等において病人、行方不明者等を認知し、又は拾得届等前4条以外の警察対象事案を取り扱ったときは、必要な措置を講じた後、所轄署長に引き継ぐものとする。

旧16条を繰上〔平成20年本部訓令19号〕、一部改正〔平成21年本部訓令7号・31号〕

(細則)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、隊長が定める。

旧17条を繰上〔平成20年本部訓令19号〕

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

(他の規程の廃止)

2 高知県高速道路交通警察隊新設準備室設置規程(昭和60年9月本部訓令第19号)は、廃止する。

附 則(平成11年3月18日高知県警察本部訓令第3号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日高知県警察本部訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月27日高知県警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月27日高知県警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成21年3月29日から施行する。

附 則(平成21年12月24日高知県警察本部訓令第31号)

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月10日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成23年3月25日から施行する。

(別表省略)